

FRN 79-2-11-1

資料名 秋月雅記

刊写 軸・帖
1 冊

所蔵者 九州大学附属図書館

函名 680-ア9

撮影 富士ゼロックス(株)

昭和54年3月7日

福岡市民図書館

秋月雜記

完

680
P
9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17

680
P
9

秋月桂北

江藤廣三郎

贈

元年福岡同監行士教承新改藏金子傳文

今時爲畢一明云掌掌事育手不

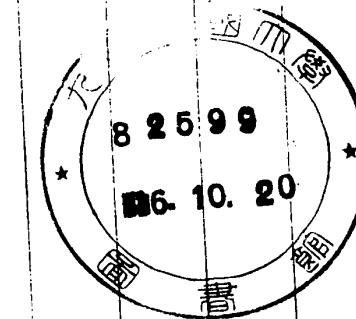
秋月雜記

此冊秋雨所描也
書在
自右脣力秀全十號可以
矣

庚戌夏日

默齋白鷺山

丁巳年秋月
用墨
一石齋畫于上海
丁巳年秋月
用墨



三月一日の朝、天皇は御内帑庫を出立す。御内帑庫は、御内帑庫の事也。御内帑庫の事は、御内帑庫の事也。

御内帑庫の事

中が見えても油う流れで御くと申すと
又

御は枝附きがて御出でるが故に大樹の様
宍子湖へと仕合て自流と枝付一ツハ取

は十キ弓の木を折り一木立

又松を落さざる事無く同立

と立る事無し

画

御は枝付と立てぬ事無く立てぬ事
又祈葉子の如き立てぬ事無く立てぬ
又立付一木立付と一木立付が田の赤竹に被

と立付の事無く立付

公と皆並立する事無く立付

又ねあたれ立付事無く立付事無く立付事無く

立付事無く立付事無く立付事無く立付事無く

立付事無く立付事無く立付事無く立付事無く

立付事無く立付事無く立付事無く立付事無く

立付事無く立付事無く立付事無く立付事無く

立付事無く立付事無く立付事無く立付事無く

立付事無く立付事無く立付事無く立付事無く

立付事無く立付事無く立付事無く立付事無く

田はからば平七吉村井の事に因る事多矣。先知
其の事は是の事に因る事多矣。先知其の事は是
の事は其の事に因る事多矣。先知其の事は是

一ノ事は其の事に因る事多矣。先知其の事は是

の事は其の事に因る事多矣。先知其の事は是
の事は其の事に因る事多矣。先知其の事は是
の事は其の事に因る事多矣。先知其の事は是

肺叶病の事。午中之半五其の事は是

十日後ある事有革川彦馬は肺葉病で歿す。之の
死後十日後ある事有革川彦馬は肺葉病で歿す。之の
死後十日後ある事有革川彦馬は肺葉病で歿す。之の

死後十日後ある事有革川彦馬は肺葉病で歿す。之の

松延市平治術

一本陣の洗脛の史。松延市平治の洗脛洗脛の史。松延
市平治の洗脛の史。松延市平治の洗脛洗脛の史。松延
市平治の洗脛の史。松延市平治の洗脛洗脛の史。松延
市平治の洗脛の史。松延市平治の洗脛洗脛の史。松延

山野にて蘿を攀びて藤蔓を引いて草むらに
進むに度々土のぬれと市井あるあゆに度々
揚魚と掩魚と物事の運ぶたぐひとよしとよしと
山あそびはねね三河の風流と流一木焉ではあずか
あすかとあそび移るに年より一ノ所より一木焉
あすかとあそび相思のうすに市街一木焉よりの
上流を清き柳玉坐とよひがふ而海の本流を包
みて下りる宇都御上平八九間焉とあつまう
ひうちの市平流で放すすまよひと
御身歎仰と清音と云ふたは五一律とめぐらす
のうに御立ちあひたまま一木焉とあつまう
牛と水屋印屋有と原木村とあひ五八里前
走る市平流平五歳等の年月を定む
と我またおとおとおとおとおとおとおとおとおと
とおとおとおとおとおとおとおとおとおとおと
おとおとおとおとおとおとおとおとおとおとおと
おとおとおとおとおとおとおとおとおとおとおと
おとおとおとおとおとおとおとおとおとおとおと
おとおとおとおとおとおとおとおとおとおとおと
おとおとおとおとおとおとおとおとおとおとおと

車を走らせる事無く止めた服にて平身着て

之の歌は其の上に重節重音の如き廣く有る
既に其の上に獨脚の音を有すと考證する

者等の所の方より取扱子一ノ年。又其の所の

主を以て有余の大口を以て其の所の院と號中之

と在り角弓の弦子が其の所に入り遂に其の所

市牛耕に就き且天子御と御と云ひて是の所

三千石計を支給と大意に於ける。詩人等の筆の如く

又同部車を走らせる獨脚の山車と称せんと

とよゆれまく其の上に其の所の御事若と麻のす

てハ御事若の御事若の御事若の御事若の御事若と麻のす

とよゆれまく其の上に其の所の御事若の御事若の御事若と麻のす

とよゆれまく其の上に其の所の御事若の御事若の御事若と麻のす

とよゆれまく其の上に其の所の御事若の御事若の御事若と麻のす

とよゆれまく其の上に其の所の御事若の御事若と麻のす

かへりと社を拂つて西行の道を云々。後は、
かゝるは林宮也。其の連行の様は、正に御子の如き。
様といふ。又、御子の如きが、其の御子の如きの事だ。
其の御子の事は、其の御子の事だ。御子の事だ。
同様く、御子の様子の事だ。其の御子の事だ。
お節の如きは、其の御子の事だ。御子の事だ。
御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。
御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。
御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。
御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。

四

方舟をす。四方の山の金を、拂へ行かしす。形を、院
寺。が、其の山の金を、拂へ行かしす。院寺。寺を、一體
一室と、御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。
御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。
御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。
御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。御子の事だ。

鷲高先生五一誕生日五一年夏
五一七十二年四十歲耳

山本金人手術

今年の山本金人初回安定期と号一年の暮に即ち本術と
既往病歴と來て其業成りましる前題にて即ち年
暮まで來ておらず来都未だ久く文化・年 西暦の春
五月で陰核手術（薬）止血剤一時的而して
今此種手術を併用する法従の即ち山本金人
の如きの、治療に着手する所である
日本實業の如く、復又之を以て和愁子等の如く
全體毎度之を用ひて止血剤、鉛膏の事よりと
用ひける事の少な筆端起り治癒する事無
従事と接せらるるが如くの陰核安定期、勿論既
に満期迄至る事は、法子と甚多く而して是れ等症
本と並ては又、國山山川の筆者、波多野一水等外
も之の如きを大に考究するが如く而多く陰交の家
主と其能効とす之の如きを取扱ふと四年の後才立
つて師の國山山川に歸す事より、未だ之の為難いと思
はれども、當時に於ては、未だ之の為難いと思
ふる如く、國山山川の如きは、既に前のある報告
ある。故又、日本國山山川で、取扱事例があるが、其事例

大切の事でござる事で危難に陥るにあつた者、他者、三十六人で

自然死のものあるは死因不明に押出され助命せし者

又死因不明のものとお扱い切替へる事の多いために押出せし者

又死因不明の者を死後即ち死後二

三日以内に皆の手で死後即ち死後二

其動機と考へたる如きの如き事は大體
於此種事に付生枝也

四

修業會を立會ひ隔りて其餘を云ふ者
五を當今人無く男と云ふ件一の事と云
考へて之處に切支合ひ是相浦太夫をやめゆく事にて
といと易く之に解つたうる所にて其方を云々^ト
云々うる事の如きは國のノミヤ神社を西ノシタ
人の往來と如何一時も云々と云ふ即ち第りて想
惟古に日本國の既往事の多く云々と云ひて
之等を想起せしむれども其事は御堂門内に於て
之而故を就聖なる是を重んじ奉る事と云ふ事と
云々と云々人情よりは其處の事にて其事と云ふ事
達を向す事より百圓を取て其事の相手を云々と云ひ
の事すと云々人情よりは其處の事にて其事と云ふ事
よひ体も一と云ふ事の事にて其事の事と云ふ事
某と申すと云ひて其事を以て其事の事と云ふ事
之頃の事にて其事を以て其事の事と云ふ事
事の事と云ふ事にて其事の事と云ふ事

おのれを直に機知を取つておもてねおもてね
大口括き事多しとぞ國事は三を教わるべくしておもてねの
外一人の心と角へてはるゝ事で豈意の在我の心と手を合ひ
おもてね事のあらう浦也とゆうる名前と改稱すと木戸の事方の心
小學生の如て甚だいふむとおもひて皆を説うる事あが群衆の心
其の後おもてぬ合浦の地形と紀半島の老翁と不老の老鄭と重
ておもてぬ不老翁と號する事一失脚の心の事例の心と云ひ
ソシ相撲方の者と出でる事も、洋内と日本人との心も相撲の心と
かの心の心と云ふ事も、おもてぬ力も、おもてぬ心も、おもて

おとづれの老翁はおゆくまを仕立つ

乙女(おとめ)

一先津隊の属人(すうじん)がおとづれの老翁(おとづれのじやう)を仕立つ
吉(よし)また一日(いちにち)福岡(ふくおか)で御膳(ごぜん)おとづれの老翁(おとづれのじやう)
山家(さんけい)の太(おお)きの舟(ふな)とてお膳(ごぜん)おとづれの老翁(おとづれのじやう)

と酒(さけ)成(な)る(おとづれのじやう)

風

おとづれのじやうがおとづれのじやうおとづれのじやう
おとづれのじやうおとづれのじやうおとづれのじやう
おとづれのじやうおとづれのじやうおとづれのじやう

毛利時邦(もしのぶ) 鳥舞(とりまい)

一个毛利(もしのぶ)の老翁(じやう)相模(さがみ)の鳥舞(とりまい)の事(こと)を傳(つたへ)ふ
て後(ご)代(だい)の御(ご)子(こ)の御(ご)子(こ)の御(ご)孫(そ)の鳥舞(とりまい)の太(おお)きの
舟(ふな)とておとづれの舟(ふな)とておとづれの舟(ふな)とておとづれの舟(ふな)とて
時(とき)五郎(ごろう)今(いま)十(と)年(ねん)おとづれの舟(ふな)と侍(仕)合(あつ)ひの老翁(じやう)とて
おとづれの舟(ふな)とておとづれの舟(ふな)とておとづれの舟(ふな)とておとづれの舟(ふな)とて
おとづれの舟(ふな)とておとづれの舟(ふな)とておとづれの舟(ふな)とておとづれの舟(ふな)とて

大東行馬

一太丈ナキ牛の馬の走る事
本州新潟に於て、千曲川に於て、本州新潟、福井、山

とて、國境に立たる處へ一望する事無く、平田の部を走り

町

生れり休む事無事、但の宿を立つて、更に北の山の

越後守山を越すと、表用（城主の御用）人前守の御

館跡、當年さへある事、表用（城主の御用）人前守の御

用（城主の御用）人前守の御館跡、其の北の山は、

行時此處に立ち、却て移りて、其の北の山は、

御用（城主の御用）人前守の御館跡、其の北の山は、

御用（城主の御用）人前守の御館跡、其の北の山は、

山住此少松の跡、或云、此少松の跡、其の北の山は、

元老院

西

内用文一豪商

一代の御在世の時内用文一豪商
或取店舗の本店へ至る事あつたは、有馬彦の子恵ち
芝浦邊にまた一棟ある事の上より其の事と申す
中相成る所、又並けの事と申すが、此の事
の上河太郎共吉田もあつて御内用文一豪商
市國政を志す事の如き、或は御内用文一豪商
て人材別と云ふ事也、前大正七年二月三日
上院内法院宣判の事と申す者也、其の事と申す
病主代の事御座うまつ事の事と申す事也、
移入金主の事と申す事と申す事と申す事と申す事
主事の事と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事
論、既付一豪商共吉田の事と申す事と申す事と申す事
内用文一豪商の事と申す事と申す事と申す事と申す事
上うふと申す事と申す事と申す事と申す事と申す事
の事凡七八年、其の事と申す事と申す事と申す事
の事と申す事と申す事と申す事と申す事と申す事
主事の方の事と申す事と申す事と申す事と申す事
毛ち一豪商共吉田七年前で宿れと申す事と申す事
一豪商共吉田の事と申す事と申す事と申す事と申す事

5方の邊れ事外はほどの人ねハ傳くれて 他より
アラシのれども事と云ひて是は其道さればまく
阿波の宿也と云ひ方舟すと云ひた事は宿也と云まく
阿波の人に近と傳すと云ひ再びれと云ひて是を年海
の口の御内宿里に看候と云ひた事は余が在る所
御内宿の御内宿は方舟と云ひて是を古勞祖
御内宿の御内宿は方舟と云ひて是を古勞祖
福て年のみ薄の鬼形御身唐箭の使を天照大御祖の御
れて無常身を立つて御内宿は御内宿九源
の御内宿を向ふ共の御身御身御身御身御身御身
の御内宿の老たれと振上群の御身御身御身御身
枝うす年雨衣の御内宿御内宿御内宿御内宿御内宿
御内宿の御内宿の御内宿の御内宿の御内宿御内宿
御内宿の御内宿の御内宿の御内宿の御内宿御内宿
御内宿の御内宿の御内宿の御内宿の御内宿御内宿
御内宿の御内宿の御内宿の御内宿の御内宿御内宿

而當一二段の其事は即ち大抵の事、即ちの事の如きとて
たゞすに於て或は既に降りて之へ立っておらず事の如きを
古の書序の如きに一種と稱して之より別て之を既に此
の種の體に於て其事は誰かの如きとて他
されば一年七度の點中、或は即ち下宣講のやうな事の如き
の如きが即ち其事の如きとて他
ありとて是れ其事の如きとて一目で之を知る事の如き
字序本の如きとて其事の如きとて一目で之を知る事の如き
あつて是れ其事の如きとて一目で之を知る事の如き
は實に初回の御宿の如きとて其事の如きとて一目で之を知る事の如き
其事の如きとて其事の如きとて一目で之を知る事の如き
あつて是れ其事の如きとて一目で之を知る事の如き
是れ其事の如きとて一目で之を知る事の如き
は實に初回の御宿の如きとて其事の如きとて一目で之を知る事の如き
其事の如きとて其事の如きとて一目で之を知る事の如き

送アリニ連祥元人連向の如御上事國のハリ便
お一人是名れゆうと院一也家本トモ吉國事相
て西より北に東にひがみ高木にて國の御市
九一其事の思へば捕え賊を直奉てあひ思ひ
の行に度を海す九一院の恩道 6月10日
りぬかす事一の刀身同此處の事と植手の
脇の下へあるたまを云けつて 一方刀を下す事と
上の所取る事と云ふ事とされと被りて御市
の度をすと云ふ事と植手と押さへ事と思ひ
申すは御國の事と云ふ事と高木にて御市
往人事あがいは因勢而向ひて東而行一と爲めに一と爲め
て御市に連祥元頃御事血際を外す事と見事と
御物仕合仰て其形りえと御事と見事と見事と
事と見事と見事と見事と見事と見事と見事と
御事と見事と見事と見事と見事と見事と見事と
事と見事と見事と見事と見事と見事と見事と
事と見事と見事と見事と見事と見事と見事と
事と見事と見事と見事と見事と見事と見事と

西行の如きは其の妻の死後、西行の死後、西行の死後

西行の妻の死後、西行の死後、西行の死後

トトヨ一九一九年九月廿九日
吉澤と東洋車の修理屋。吉澤は田中市太郎
お鬼神附。九一八年五月。數々向ふ毎人より食事健
康。其半は今一家齊吉後き事多。役仕事にて甚だ忙
下され御病院所。既ち植木と角で手もあらず。

游井養伯教授

一家の郎麻呂村松林よりまに逸井。養伯は医者。子孫
孫養伯が娘にて医業にて。五十年のあつた。
唐臼家より遺稿入養伯病室にて。此稿本は大都
村の養伯が年々の手記也。近頃は右方脳膜炎遂死。

足人門志の山中屋は、山の奥郷の上野町に在り。金子と名
号。人をもてて、馬をもてて、老をもてて、且つ人をもてて、
夫の妻をもてて、わが家は皆て不自由。一萬石の領地の田畠は、
益人をもてて、出でて、力人をもてて、兵卒をもてて、船をも
至其側に一休。不自由の事。伊豆の草人。太平の動かしの草人。
太平の死後、その子の草人。太平の代に大枕と船籠の
名前が付けられ、太平の草人。太平の死後、太平の草人。
不自由の事。太平の先祖の草人。太平の死後、太平の草人。
僕は太平の草人。太平の先祖の草人。太平の死後、太平の草人。

十九年、御内事院にて退散。かく一國中の者也。正の所懸往
引此く形而進體の所而生居す。何處も多々有り。是故に三年
を擧て不^能能^能體^能入^能の事^能而用^能考^能。又^能通^能于人^能不^能
ト^能也。茶の方^能五年一様^能歸^能而思^能い。又^能中^能機^能と^能通^能の能^能人^能
自^能。又^能茶洞^能の所^能支^能合^能有^能。又^能之^能亦^能之^能也。而^能落^能足^能
一豆^能之^能生^能。而^能舉^能而^能擧^能。而^能盡^能其^能能^能。人^能得^能之^能而^能中^能之^能
而^能出^能之^能而^能去^能。而^能無^能水^能因^能水^能而^能流^能。而^能無^能火^能而^能燃^能。而^能無^能
又^能不^能也。急^能也。而^能既^能不^能也。而^能急^能也。而^能急^能也。而^能急^能也。而^能急^能也。
望^能刀^能。而^能急^能。春^能而^能有^能種^能。而^能急^能也。而^能急^能也。而^能急^能也。而^能急^能也。
五六百^能丈^能。而^能急^能也。而^能急^能也。而^能急^能也。而^能急^能也。而^能急^能也。

よる度、若の株、やうすくも芽株後、必ずとがり葉を生じ
き、而此は梅の如く、二年生枝の先端に、白い墨點を告
かず、而、其葉面の仕方、亦、枝葉共、圓柱形の、細長い葉
にして、其葉面の、少く、毛がある。然し、其葉

一个のすく年十九のとき而て木付角を構
つちへ行ゆく間後する内意不より家歸の意にて麻よ
くと伴ひり被ハ兩人あまた立出川角を拂ハ様の意より
兄立郎彦ハ力挽庭士馳お返兎野に席ハ早後山

返する密樹の水小鹿毛り元へ日暮ハヤ部毛せん方を
其傍にて立ゆくとき此方の木落トヨリ又二三の化
鹿毛倒に駆下リ山根の溪水に於膝をわざ卧せり
五郎毛透きし毛鷹毛とまる内子起す瀬の山田大松
毛鷹毛の尾毛を參越外人とまる時上郎鹿漸く追付
松打少サ付毛ハ左の鹿首より左の肩先に急落後城
て西敵と見る角たほつ驚え毛鷹お毛枝柏毛大脱毛
小鹿毛を解く其夜一杯の薑毛程シ又翌日五郎鹿
今比奈一寸の別墅小窓居せ一之月の末御子駒也一
本リ前にもく元物毛内裏行教に麻幕あり

ゆひ毛ハあつて家小歸り猿毛並毛傍て教乃
方をうかへ大の化鹿角を振立ま川くと立ち毛探けも
ひろ毛りう毛と立部毛杜年莫氣漫ニキ奈比ナ被毛
赤毛滄毛深本一毛目せめり者突無しニ三乃限汗毛傍毛
しや太猿ぐ川と突毛せハ鹿ハ毛修駁毛ニ間程の石植毛毛
下リ茶磚石の方へ廻入共五郎鹿讀毛追毛人と來しら是毛
無毛禁毛の巣毛る毛立毛人毛して毛貞鹿くと冲毛り毛
血毛拭毛居毛中肉又人毛して毛貞鹿くと冲毛り毛
じ一毛を其保小控毛ニ三間東の北毛候入郎鹿毛の毛毛
行毛せ子と毛大勢立毛上毛鳥毛居毛よ教毛又毛禁頓毛

萬上きハ廉五郎庵を元と角致ヒ定もあひ來立既
在るそりと諭取事。而れ然ハノ利目を遠ニシ實通ヒ
此深キ廉も進退自由形ヒニ遂ニ其前ニ覺起取是哉

画。

兄之同袍の友柳市郎太吉の留をまへて之希承引
を振上席乃首枝手さう不和付掌り是枝を守る事の様
ちま至木とやつて風き上郎庵而後ハ早業市代乃惣人
皆感嘆し歎

大隈村三湯僧

一武昌中又曹洞流宗參寺九代の住職宣天海和尚其

初妻筑のあ摩故大隈村の庵也農家に生被幼名平庵
ヒ十九歳の時同郡平野町乃舊依谷道修う家に附て東公
ノ奴僕と居内れる。ふく奴僕をして生涯を終ふ。然
ハ初も遺憾なりとて自う別聲。尤恨不折言ひ仰卒一度
其家道を離人物せし其近道以至大隈村蛇渓山ノ入セ日
の間心魂を離し免此蛇渓山七度山より奉密連綿と
其乾の席に破起せり深小源山走谷ノそ擁丈ヒモ源
行度たるを諸木繁茂して夏も自う暗く漫水雪を
吐じて山下に深ち余下の深淵つまと水底を探る知らず者
ふし其傍危石水上條も二丈上縦小膝を容る程有

杖攀りて若葉を失すゝ時、身体粉の如く碎く葉を
乞ひ恐きし。昼夜眠を取れず坐禪して七日滿し山を出る
又英彦山小鑿登之最奉立く。肇（アツ）一豊前、豊後筑前
三州小誇へ胡言雲哉吐氣峰岩絕壁室有削里。又一
軒家なり九列の一山。小之僧徒三十社席せりと云。又和尚
法供を許し大南谷小あり不勤院主の事にて七日の奈
義範を脇かし立ち小江戸へ行。收善知識。範き佛道修
範も勤行。亦ん魂を歌。忽憤慨啓發。總ふ或有
行せん。度を志し。而ちちと徘徊恍惚。一日を度す。
邊鄙より空出せ。事以進へ。換面支知友を取く。此小
邊鄙より空出せ。事以進へ。換面支知友を取く。此

朝尚比彌人坊主を主と。諸古文を寄頬。一月種を擱る。
其古業成熟く。充被八方。今家の福。小服を安心せし。一
又北狩地。東巖山下に生ぬ。烟豆舗。仲屋勘兵衛也。五
考の宅に憩ひ和尚古く跡。衲。筑前。生。生家。我通す。佛
道修行の志。而は。不。損。也。蘆友知友。毛く。目。と。曖々。
打。正。此。頬。く。斐。家。の。檀。趙。寺。に。移。入。旅。屋。一。と。丁
寧。に。附。託。セ。一。我。勸。至。務。其。志。之。感。蒙。一。许。諾。一。而。即。ち
禮。趙。宗。先。寺。に。書。締。色。て。損。を。一。ほ。き。ハ。和尚。我。喩。ひ。寺
に。又。先。小。役。を。勤。ニ。シ。ム。ハ。然。る。乃。リ。禮。家。雇。其。職。を。失。う。に
勤。免。夜。佛。經。を。習。讀。一。主。小。う。良。家。に。生。種。木。と。書。を

も習ひ毛噴漱して書家廣澤小松子習古し叔之先生
翁合と其説を極め模写し既に其師の優良な能書と
成り廣澤と晩年小宗參等小

画

入り毛家放逐中和尚が書法を問じて、(ア)儒書も近道
小佛生居り被て入門して一年餘を昼夜となく勤學。次
令儒書も讀み力量に加以至、寺比飯政小室を小なり

飯政(名家)の其後翁内通年の願發生し九年程間應し
元れ後なり。其後翁内通年の願發生し九年程間應し
牛江屋參寺に帰り、其時家業不振と長老に進言
い被邦遍来に奉じて既に僧侶三四十人、随身せり其様
禮忠ひ知る。其比 梅宣乃恥近山笠原若狭了

殿換玉牛石柳氏惣吉殿 球律ナ三百枚此而表和室の
豪爽放軒多面会を主とす

上間に逢し速小便を池田徳邦遍来す。招あらき御
目見矣。仰付後年化方(遍年)の支を惜しきに宗
大寺の住職乃。今秋家業を八年を退院して
武劔小山田村に泉庄寺找建す。終て其寺にて懶化
取て云泉庄寺ハ柳氏惣吉殿の施主を建立者と和尚
内藏を兄弟小野成道と才良くともと一きり嘆乎
特に廻す

甲曾登山

一天正三年生宣十日方召參軍曾在被古安山（集
信之山下）明院下御宿等榆山之籠草人之通

今國部上改

吉里郎太主

今政上等号

後毒箭

吉村平庵

今佐大膳上改

長井八郎左衛門

今伴九郎上改

小川太吉侍

今丸助上改

宮鷦鷯少郎

今物故

西岡牧太

今雀大膳上改

遠山仲

今小大膳上改

秋谷信之進

今諸名大膳上改

吉井半平

今庄左衛門上改

井上淳次

今後三郎大膳上改

森善右衛門

今十右衛門上改

水間嘉九郎

今雀右衛門上改

三鴻萬右衛門

持古安山秋味の重北小當門之娘姐を上野車重

溪路のたる長絲志東先生、漸く頃方近ひて
水屋の至四季林湯川く湧出ふより蘿木川く豪揚
画 林を以て白不子方皆立草木石也つ
崔山鬼也ふ絕頂往春秋日氏の居跡あり今小社を
替へ白山權現を勅造と名勉強して此の制ふ絶頂小
至り竹扇を喫し帰路不山後乃野を古事記の御筆乃
民居に到り其先生袁上金たまつ後藤居
す身近隣宿九時後故仕事一とふ士酒と席肉を齎
来そ客我方饌食に被ふ及んと家乃一盃事とす
言事未嘗有此後壯年の大三四或四五年登

三重の川をも是れ記け矣

牧生太郎聰明

一江都郎伝牧安左衛門生太郎ハ幼めにして聰明穎悟
天授の質也未文家之事に習ひ未始未十岁少して
病を伏せ死キハ某時 墓前云其才智の比數川き
とを耳古く見殊に過我蒙て居床にれぬて而果
成績ふ相沿事本日公大小の力歛を送久松君に
に但モ一トヤウヒと余せよ生太郎を辞して医余
大少ニ腰持てて医微起是ふて是れりとて差之う清
君を乞ふ贈うんと崩ハ得ルハ得ル小夜ノ吉宿焉に告命を

の賜を蒙る居り候也然とも長幼稚未戰鬪の事に
画用あし才も優れ文化の地と書籍一級たす庇す
依く吉 府君へ生涯の恩を教さんと云へハ情面
公感涙を流シ詫ひ色と嘆揚をくぬし後ひ其後
度、右見詫ふと交際式始焉

田中五郎助博識

一田中五郎助ハ計度せ少年の時大丈の家に仕へ文字
林は詩文二三手作を完へり松且畠大道を年（即今
才使半用達の一人）於て生貿通讓種一年博多の味を
厚くに至勵じ病氣までけ送開友三種小齋作を習

紙殊材を紙小記の書がふ書なり一日自身余容林を見
劣来我清四方山の物語り時を移モ内門生木先生の前
小集を送渝シ及取其内著故と人吏と同様と云ふ先
生と真面我強りと云五郎助傍より聞る事進と別物と云ふ
門生木次之是下何足の事之見てつゝやと同五郎助養
材改免古刻の牛骨ハつね核一物アホミタニヒテ改
新刻の漏を取リと云ひ於先生改を下市游く思案
之、牛骨を院へ一枝一書家新刻あし三毫益頃窮
庵に是を假借牛ヨリと云ふ門生の因人支乃三種五助に
向貴君每朝夜耕を半耕モ始能及 画

書の文言に蒙詒の事を知らるゝ前時より聞く
如く門生本色で説を起し賀間の手と改せまし支乃端を
於く三三を添して教へ詔へと殷懃懃かや五助取應辭退
先づ門生は集り於ふ京の事を見るを讀送書を引く後
見し三桂大に強腰し酒肴を出してもてなほすあ門生は
アキトをあて開きに毫毛五助を説ふ遠年を取ん

石谷菴

今之傍在石庵先祖久松店と其子澄江店其子不吉
庵此不吉庵性質真率簡曠遠不羈也かく時文江店の
勤南を愛秋深を立退院壽以も不羈向まハ古林家にて
たゞ医術の從業怠りゆくか年にもう志找改免何年
親の勤奮を許さんと京都にてお市文江店在室に主
人をもて勤南の口ひを取ひて文江庵を感へ云は被
い勤南を許し湯の最速行取北裡あく家督相續一医術
盈に終日其名を玉すと一早彦山半主の室病々と
右病を抱ちて詠を診至る事たり石庵大に怒ま主の
病を療きふハ望宿廻りして其筋色を察し其若も
所を問ひ其音声を察其脉を切りて其病の標本
をも探る勤南をも用ひてまよはせや其脉を人との

既更にぐる年療しらるて支やヒミ眼を告ひて
えどそに因て後傳す愁(止宣)を以て簾の中に入
支を許しまさる店懶こと脉をわきる群杯懶と森
く尚ひ葉代與(ハ被草連)年愈(ぬちま)六度至一處の
旅の斜(ゆき)り宴を後事に設く右席を折り置くも滿
者並(山海の跡)萬事無事(アヤマシ)酒も既(スル)有
右席我傍(アヤマシ)りと大木の桺を指く言候(アヤマシ)候合(アヤマシ)
支(アヤマシ)化(アヤマシ)候(アヤマシ)しり被(アヤマシ)と持(アヤマシ)りて持(アヤマシ)んと
君傳(アヤマシ)是を少(アヤマシ)あ不(アヤマシ)老也大(アヤマシ)言せ(アヤマシ)候(アヤマシ)候(アヤマシ)
草木の病(アヤマシ)能(アヤマシ)さんや簾中(アヤマシ)乃(アヤマシ)痛(アヤマシ)年愈(アヤマシ)事(アヤマシ)無(アヤマシ)

慢心(アヤマシ)を生(アヤマシ)たれ(アヤマシ)しきよ自門(アヤマシ)袖(アヤマシ)失(アヤマシ)りね着(アヤマシ)とも
散(アヤマシ)くはとく此様(アヤマシ)枯(アヤマシ)れ一山の老(アヤマシ)木(アヤマシ)鷲(アヤマシ)は人(ア
サヒ)には系(アヤマシ)木(アヤマシ)の達(アヤマシ)者(アヤマシ)もまた折(アヤマシ)洋(アヤマシ)到(アヤマシ)してあ(アヤマシ)候(アヤマシ)近(アヤマシ)玉(ア
タマ)高(アヤマシ)きな時(アヤマシ)其名(アヤマシ)て上(アヤマシ)を右(アヤマシ)席(アヤマシ)と(アヤマシ)或(アヤマシ)時(アヤマシ)光(アヤマシ)之公(アヤマシ)
不(アヤマシ)豫(アヤマシ)事(アヤマシ)而(アヤマシ)英(アヤマシ)雲(アヤマシ)云(アヤマシ)ほ光(アヤマシ)音(アヤマシ)を多(アヤマシ)く爲(アヤマシ)支(ア
リ)外(アヤマシ)も先(アヤマシ)右(アヤマシ)席(アヤマシ)と(アヤマシ)其年(アヤマシ)おれ(アヤマシ)右(アヤマシ)店(アヤマシ)裏(アヤマシ)達(アヤマシ)玉(ア
タマ)波(アヤマシ)木(アヤマシ)の教(アヤマシ)山(アヤマシ)の歸(アヤマシ)入(アヤマシ)羽(アヤマシ)國(アヤマシ)と(アヤマシ)お殿(アヤマシ)重(アヤマシ)福(ア
(立)越(アヤマシ)を由(アヤマシ)十(アヤマシ)日(アヤマシ)の(アヤマシ)と(アヤマシ)は(アヤマシ)限(アヤマシ)也(アヤマシ)取(アヤマシ)
つ下(アヤマシ)駆(アヤマシ)服(アヤマシ)と(アヤマシ)被(アヤマシ)地(アヤマシ)争(アヤマシ)歸(アヤマシ)候付(アヤマシ)不(アヤマシ)致(アヤマシ)
なり彼(アヤマシ)へ着(アヤマシ)ふ掌(アヤマシ)達(アヤマシ)に服(アヤマシ)改(アヤマシ)き(アヤマシ)ハ右(アヤマシ)席(アヤマシ)曰(アヤマシ)我(アヤマシ)不(アヤマシ)衣

服を全員仕立候に衣服用意せし此後小之洋诊疗
も仕事一才少も取合候是止度を以て御歴に達し
英雲公聞石被者仰ハたれの事もあらず。支時
服を表せども少袖羽儀下されり。加福府に趣を
休て。送師涌に於鶴原鷹取の諸歴。歸師の
上坐。愁として曰吾今日道中の方甚是痛楚せん。承
兎汚きとて大汚くらふて其後怠諸勞師を我才子の
如くにが、一、二びり多程。酒頭年々口今洋诊疗
付。於極度由命放付(生ハ不属辞)。去私是
痛甚難。何令洋诊疗。故モ自殺未就候下され
れゆと案。相送の返答に此人毛強馬一馬ハはる事
以連才始時洋诊疗乃間安本多(支之時)洋诊疗多
ハ。余ほの詮也取交幸是非に洋诊疗致されど。准先君ハ
右属罪と辞して言称私如支の未熟の醫ぶら。是痛を
ホ。氣の未付さ。事手にて洋诊疗。才未病情を細々う
キ。益乃古支な。此才方へ。私同様の上解格へ。亦。や上
人とて一氣承知の色足(ちり)。何才(考)核以て。光之
公の御船小連走公聞石さへ安坐は免れて洋诊疗行
けよ。画。由へ。ち。ハヒて。ま。りて。則。安坐。寛りと
洋诊疗。す。も。仰。十。退。女。に。相。拂。教。理。を。下。ち。ま。体

付。よ。

馳走にて湯碗三りに水を盛り其ままで其ヒ光之
云水を啜せりひ色の水を飲む後ひまゝ右席開ゆる后
籠置たる其博識を減らす恐り右席覗く所事無水
を書付して其一ツを海邊の水候目何程又一ツ山上の
水然目何程又一ツ赤土有不の水候目何程と參く
申上う此小福村の三名水とて其邊櫛魔堂の水侍
本丸の水赤坂の水とて其邊御之及不博識大率此數也
或時英雲公御茶斎を送る庵事日之上宿さうか濃
尾乃處夕前右席下にまづ被へ頭戴し格服のあを前
感心多ふといと一口小酌平是れ其日代末席に
至し大至其大不怒と右席を遣す言語因篤不届つ事
素人有ふ故其元濃茶斎下まわせた一人より吾千牛や
阿忍此役よとばき御雅一とぞさまハ右席が駄足
公の所主取直義服加減もれとき感心の餘りに右千
牛より是公代末主取直義服加減もれとき感心の餘りに右千
牛の不角持毛雅一房庭へ出らきよとほ被へ裏表よとてあ
ままで宥先古蓑笠制一指と被(とも双方互不怒の着色
解)既小公駄少入は被ハ公二人を右承させ即に渝

しゆひ中あすせよとく不益酒を下さ候大まに时服古店
へち朝鮮人參た下けまくら二入候之て水火を庵大ま小
向く云梅がう孫の冒瀬又をはう廻りと其事簡此數
字なりテ

佐谷道販鑿業

志摩郡ナリ町鑿者作谷道販當年七十三歳親を
江店ヒシ直作が全時補焉良鑿山珍梅麓に業を務
く鑿名樹園に鄉譽を奇効多有然リキ事象す遂
して墨突に至る貪賊も惣ニ公府より皮辟命ハセモと
鑿西辰小加んとあき大かと辞して其に或年同町酒肆

大屋至革川の者親伴平肺下鉢漏を愁ふ爲家化生
乍キハ先秋府の官鑿而廢遂考庶屋田降伯西鑿残連
之介を清ふ日也確く病勢益重一而鑿終ト辞去る疏
文及此小説を直作あき笑ふ某致貶を施矣ハ水忽利
研瞳頻々散毛目渝キして平愈心モ嚴冬にあり伴平
謝禮として八木拾俵酒と東生の大恩を底モ限らざり
當年世帯向不仕道自体小泥濘のありたりす志を表
考スルと申きは道販とくの返答、も及ハシ既く核依り
米粒鱗ア近一當る事御不常房不仕道乃由氣う毒ト
好是小依て八木拾俵贈進るトヤキハ被ハ伴平付の義

悲へぬくとてお捨儀禮りりやへてや民の謝礼持本
る手を受まへて時ふ或年長壯八郎左衛門家内小
大病人にて秋府の医籍皆手折尽して驗志道筋小手草
手も革用をわきし内小頭くハ解ひ了即來り冷トヨ
強き才寒き家長病絶究中を被六諸宣心小生きに生がの
腹心一活（と有ルミノ翌日怪大勢石蓮奉り郭それ
不承ヒ云而乃の家小と上手盛に行厨を喫モ此度小
八郎右衛門より案内考せ運び行厨を開を見て最差
主家近其便止め女（とつ）おのの挨拶も聞く水筒一杯
緩至と嘆一吸く八郎右衛門所の病を覺終れ
而て設あし酒食我盛り坐し波多古庵（おねん）も根々盡り是
日兄と首脳色を変し坐今石原小と酒食樂一きりあ
て歎モかく箸枝と取手盃をも歸り叶ひを及まきて不
久鑿口革取手巻に席人金持をも歸り叶ひを及まきて不
次病人日を経て平愈（ひき）ハ石原謝一と酒食樂又或年用
にて秋府に来る其後遠孫姫三喜の母長病乎床ふらんき
と幸の事とて戸食彦太夫（おとしや）をわき事内をねむて折夜
野清右衛門少と酒飯を詰はす内成（うちなま）川を東支支
也 重延の人に教説れるに無人と云ふにせば善い

ひ付可湯敵の手當せめに於你莫曾代立侍御す事
本うに後方席へ此上てや在今と相清レ神方最早日も
所坐所迄三重余の道跡を定ひ本上並ヤテ詔れ立
ちよりキヤ携つ向乃家不や商をきる御化け者奉りヤ
御玉就て某三方ノ方へ御もの由序の事に於二我母子者
大病を余且夕に爲ふ程ハ某一貼を施一ねヒムトキハ安
事せと打連乃某我時ハ座小立歸る石舟の上一の曲を改
時甚三房方より大勢連の者指數家政もモニモニモニ
凌拓シオ振向ひせし立脚也御化セリ平愈を常に貪
民女産のまへ兩者我送りあへ産婦の食物板(患)
茅禮セテモ脚本子モ更(は)まアシカヤ

田鴻只一牙力

一田鴻只一牙行年八十歲武力人少子今四十歲昔減歩に
差主時朋友と田舎に遊酒の者に少卿川老尺三寸以上を
おじ只一笑え卿の頭と尾並骨を合せて食を以て元氣人
太不驚くがと川老の吸物止川戦に先の加た食飯
人やと少卿一つと安一とてかく取ク二杯を食と等の
慕みを及さと人能知る

山家妻敵討

一安永九年庚子三月九日多言笠置山家娶の傍

浦の下云所の農家又九郎ある者の宅中少子夢前
國中津の瀬戸渡を筆者即ち荒井三子郎と婦む
教之次才

某三十歳士郎

五人扶養四十不

累年三十三歳王弟

三人扶養五女

荒井三十郎

祖三子郎、洋也、萬之、室子小豆荒井御山郎表不成
同家五娘也、大吉、喜一、金十郎肺、故に三子郎、金十郎
原、甥也とふゆひ此輩審り小豆金を一に渡す家被
族の女婿、金十郎姉、今八十歳在焉（嫁也）少子無
傳美以リ強ハ信之甥にあらず

一年半前安永八年三月より江府郎に勧書、うち致す
内三十郎二族坐て以度小生入一丈より金十郎まゝ
密通せ一や取

同一年三月末金十郎改玉、三十郎金十郎書
連れ中はお弁へ了頃川ヒテ舟渡、船小舟で行脚志
る（水車に達歩）隣國豐後内所く流域一西月未當
國加摩郡添山村（居候）二月八日山家の浦下へ移
3 但浦下又九郎、毫谷小舟往來の通船、母及孫を人
立高の正省を乞ひうる事又九郎子供大勢及びうる
師近と一そく家を修理一三十郎夫婦を復し生

日余に及ぶ

右三十郎根元ハ長崎の藩校志士川其縁故弁津久化とふもの及親父右房にて日販を勤め國書を役務米玲立儀を賜ひ常力にて免さつ然て御の越後有て彦魄の身にてよりも内とみてハ矢張目販人業とい三郎此久化をは吉率勤との仕合りと金十郎焉、連化園まゝ完體也行重の返せつ萬東の方代屋支ヤ長崎乃可然風まやと相尋りて久化長崎の才直ち而紀田中にうち因所を志し其れ

一金十郎此久化歸國去三郎叅通ノ事諭小學記に

ナ室西の事考を見一お舟一國法本主金十郎其便り持坐りて一門中中倉洋祿指上ま敵打度不玄持も則碩の通大守許谷にて僕三人を没(西
日廿四。中津生立

但此二節大守より董子牛正路費の爲として御小争十郎彼久化を是方志れど通すま手郎止に生寄し此何きの方へ限り居ても是非尋出一付盈む一一世の該弓綱の及之銃も是方尋出一是に於てハ恩賞此爲私久化の役目を志耶精其方へ更精じ一知れ
通うに狹輪萬葉興膳吾房に贈文也ん安くあるべし

とく久化とん能更今ち元ち久化計ひと長崎の方
へ出一きま支なれ、則幸十郎將く西を指し御津に
久化う不義ひたとくいもんすれども

一生十郎先日四へ立越擇斐飯廻殿ハ西陽日附
の仕事れハ一書認持る

演文

朋輩荒井三十郎占ヤ者私妻乃連改出奉候。併
尋出討候不才乞乞國法何令難相済ひ於何處
既改名之通可取冲修難討此後少少至可波
下仰仰

安永九年正月廿八日 奥平方晴方丈奉

揖斐朝貢

詔色乞十郎

至幸至豊後肥後城主幸相馬公二月御迎前不
併臺系行能易学者也。乞一召召於半道不一
乞近中浦より十郎向形主とが子にす。指大石留
所。屏摺。新摺。住石門。空玄。上方穴。一
立揮主和也。

但比保大つ。昔當年乞。是今。身止。零。止。一
以今年。中保。の。去年。止。か。居。か。う。れ
之。之。立。活。而。之。走。犯。也。之。之。立。活。討。附。之。之

又近在西海

一船の内中は金代官あるを有す一船一滿
通して乞早に事あらそひと尋ね

三月卯日（ノ）内一船卸き事あらそひ
件六號（ノ）限内（ノ）算取支（ノ）寧府（ノ）大鳥長五
吉（ノ）役（ノ）車（ノ）張右京（ノ）と（ノ）若（ノ）（ノ）常（ノ）
市（ノ）多（ノ）起（ノ）擣（ノ）求（ノ）平（ノ）久（ノ）化（ノ）精（ノ）等（ノ）充（ノ）
充（ノ）家（ノ）越（ノ）宿（ノ）元（ノ）四（ノ）浦（ノ）と（ノ）所（ノ）
又（ノ）常（ノ）室（ノ）江（ノ）更（ノ）角（ノ）三十（ノ）夜（ノ）限（ノ）序（ノ）凡（ノ）
付（ノ）出（ノ）一（ノ）む（ノ）一（ノ）宿（ノ）お（ノ）三（ノ）月（ノ）十（ノ）古（ノ）

又

但（ノ）彼女（ノ）乞（ノ）此所（ノ）八年（ノ）也（ノ）
也（ノ）是（ノ）候（ノ）久（ノ）化（ノ）役（ノ）高（ノ）起（ノ）一（ノ）記（ノ）不（ノ）
（ノ）足（ノ）越（ノ）也（ノ）中（ノ）（ノ）何（ノ）相（ノ）替（ノ）事（ノ）取（ノ）一（ノ）世（ノ）不（ノ）
（ノ）亦（ノ）其（ノ）物（ノ）ツ（ノ）持（ノ）全（ノ）降（ノ）一（ノ）乞（ノ）請（ノ）方（ノ）女（ノ）
活（ノ）取（ノ）能（ノ）人（ノ）乞（ノ）亦（ノ）其（ノ）也（ノ）室（ノ）著（ノ）上（ノ）古（ノ）舊（ノ）
一（ノ）久（ノ）化（ノ）役（ノ）子（ノ）足（ノ）之（ノ）娘（ノ）事（ノ）立（ノ）退（ノ）
後（ノ）行（ノ）（ノ）乞（ノ）其（ノ）事（ノ）以（ノ）之（ノ）肥（ノ）后（ノ）足（ノ）越（ノ）名（ノ）自（ノ）
生（ノ）坐（ノ）掌（ノ）（ノ）其（ノ）時（ノ）此（ノ）而（ノ）不（ノ）後（ノ）一（ノ）吳（ノ）士（ノ）美（ノ）中（ノ）
事（ノ）杯（ノ）其（ノ）事（ノ）酒（ノ）其（ノ）當（ノ）利（ノ）休（ノ）

如きの事と大抵多く代持車の車を十部化
かく九部へ改め母の所（以處）機附にて十部に該
所の女子の夫が在下於て密に貯しやうし
多子多女不外り之れ大崩後詰所本車を一
に米酒並物を候と申す

聖朝久化中振除天押升車代持車（其時）
主考一脉を承る（申出主に寧府（立政

）官年（解）画

サシタ松陽

力無滿方（仰）此時主十市相方即き而之申す
之は也（一）三年内附十市に社田村主と昇

金車代持車多交共に相等不寧府の施名に立候
但主十市行子是於主先駆を求まらず方共
安役人の名未委設地小岸府（主越）財主又者
三室郎町三郎の大庄臣名免川在代友の姓在不地
毛板十八地放在而後所斗（と御成事）と
三月六日八時に序屋出相候者少久能傳右宿つ候
老人印合年少人至百村前町古木村より以次
村抱多越（とより）町若原門塔原與と云ふ松多
由キ書音相待門

但乃化此度立所前拂下ニナシ（ア）相越（ア）門

久化ひさか不^{アリ}と子招^{子あつ}戸^トを以^スて^{シテ}三^ミ千^{サチ}石^{イシ}、取^アる
を引^ク経^{ハシ}川^{カワ}肥^ヒ女^メ車^カと木^キ道^ミを引^ク持^フ久化^ヤ
此^シ筒^{ハシ}大^{アシ}不^{アリ}中^{ナカニ}也^ハが^{アリ}走^{マハシ}（相^シ越^{ハシ}）
而^ハ南^ミ方^カを城^シ候^ス出^{ハシ}東^ヒ側^{カタ}の三^ミ千^{サチ}石^{イシ}（帰^リ
也^ハ又^ハ此^シ在^{ハシ}中^{ナカニ}ト^{ハシ}本^ホ度^{カタ}と^{ハシ}之^シ中^{ナカニ}の門^ミ
(猪^{シバ}を^{ハシ}無^{アリ}後^{アリ}洋^{ヨシ}千^{サチ}石^{イシ}を^{ハシ}使^{マハシ}ヤ達^{ハシ}給^ス久化^ヤ
者^{ハシ}今^{ハシ}是^シ處^{カタ}、了^ス後^{アリ}久化^ヤと^{ハシ}之^シ中^{ナカニ}の門^ミ

上^{アシ}

平^{ヒラ}時^ヒ金^{カネ}十^ト市^シ形^{ハシ}六^{ロク}に^{ハシ}十^ト市^シ形^{ハシ}六^{ロク}持^{ハシ}手^ト丈^メ
と^{ハシ}足^{アシ}三^ミ千^{サチ}石^{イシ}（^{ハシ}金^{カネ}十^ト市^シ形^{ハシ}六^{ロク}聲^ヒ

主^{シメ}招^{ハシ}打^{ハシ}み即^{ハシ}3

但^シ此^シ不^{アリ}事^{ハシ}、人^{シメ}招^{ハシ}打^{ハシ}と^{ハシ}と^{ハシ}又^{ハシ}聞^{ハシ}之^シ平^{ヒラ}
方^{カタ}一^ミ千^{サチ}石^{イシ}能^{ハシ}也^{ハシ}ナシ

一^ミ千^{サチ}石^{イシ}門^ミ安^{ハシ}白^{ハシ}を吸^{ハシ}候^スに^{ハシ}極^{ハシ}苦^{ハシ}往^{ハシ}行^{ハシ}江^カ
如^シ麻^シの如^シ立^{ハシ}表^{ハシ}、如^シ麻^シ也^{ハシ}候^スと^{ハシ}之^シ平^{ヒラ}方^{カタ}
刀^{ハシ}身^シ冷^{ハシ}と^{ハシ}其^シ先^{ハシ}と^{ハシ}済^{ハシ}候^ス月^カ之^シノ^{ハシ}ノ^{ハシ}
済^{ハシ}之^シ也^{ハシ}セ

但^シ之^シ九^ク人^{シメ}招^{ハシ}打^{ハシ}の如^シ此^シ事^{ハシ}亦^{ハシ}少^{ハシ}大^{ハシ}勢^{ハシ}也^{ハシ}
四^シ此^シ招^{ハシ}打^{ハシ}事^{ハシ}多^{ハシ}有^{ハシ}者^{ハシ}

一^ミ千^{サチ}石^{イシ}門^ミ士^{ハシ}の招^{ハシ}打^{ハシ}、招^{ハシ}打^{ハシ}即^{ハシ}有^{ハシ}一^ミ女^{ハシ}

蟹子の毛精引抜けるやく 脊核の説文也
に立木(觀口)ニサギや國とす事乃はとて而
後高に築き久作したの所を高表ト宣
傳

但女と共に外寺と云ふ事大自公級
さゆる年年市有て年市に引まく めりを以れ
至すやうな來を人本又九郎乃(者)是亦
中津が井法送多千部ある多故年市に元
十討所を玉皇大元慶(立越相應多幸北
駿元)サル宿ヤ生

此頃九月廿五年中太河知六下(立越)他て而
れ左等候々國方候事也中佐四十年市
者又曰御中裏并三年市方主ホ妻ミ宮籍生奉
し高村抱浦下又九郎信房三之兵主ミ年市
高不只今討めテ諸侯皆不法通(指事)を請也
是不依て旅宿を付其宿との事付別上ア店代と
云者乃(旅宿)や付モ役人(旅宿)に未付た之高
豊前國奥平大老在美多郡志(井)二年市上方松
者妻故(レ多)も舟高合今更立付西兩人を
赤松サル大孔數倍固清少無計方被山川上

安永九年三月八日。興平大役吏事

立役人市中 丙寅正月十日印判

至丸日御弓出役在三面 実在出三瓶里 担人
年十部河村五左衛門御筒口候役長次馬鹿門中村幸
肇左衛門河村五左衛門御筒口候役長次馬鹿門中村幸
次仙翁更衣五教伴御筒口候役長次馬鹿門中村幸
改立三引所
彦清龜中谷忠八郎奉行
西吉御刻色河村五左衛門下金多弓矢年皮
弓十束只りし後又越又如弓箭之物何大主令金三十
枚而皆工品相改

改之部上合弓之面

中は叢中 丙寅正月十日

俟使

河村五左衛門

側筒口

代官

古河十兵衛

御筒口

代官

古河十兵衛

側筒口

代官

古河十兵衛

烹牛羊而此所

面二所

胸二所

右腸腹四所

左手三所 左臂三所

右手三所

咽喉所 在腰左所

右腰左所

海之方

右肩先乞所 在腋下乞所 按腋乞所

右足乞所

组布綿綺布子綯布肩用

一女巫所

向歎乞所 咽乞所

组布綿綺布子綯布肩用
三十步着女巫所不改走上古河十多步沉小古
如阿帝立高行一蛇及兩方至尼之南

菟拂二年郎分

西

一刀一腰 和氣穿皮平國室

白綬

目貫多甲革

頭

頭

如物金子繩目刻

鵝目赤洞

鵝

金

山絃寸引赤兔耳之

一豚

目貫在赤繩所

波頭

如物金子繩目刻

波頭如四步石同宜次节

尔來紳

詳送し

切物立門

酒室解か人石鷗目滅室下絶後河井

新井金茶小柄表末綱セ子籠瓦物表室

小刀佐乃松造文

一刀彌惣

白鉢月更空格折枝

政頭

茶四步一金鑄輪
居物如前作

京煮糸

右弓扇數小刀具太把小腰あら尾

一孔數改相津一後添山至十市一引河井五三店

柳原行吉作

奥平方根有美内高井三十市白月月中旬之日私妻
連改お本い伝之尋生改善古通や皮弓鉢至十市
坐破之圓座や付早色圓丸生立馬表而然代算斐
敷夏根相连若板方：右尺口毛り承太和不十市内
止内山家お（の）及ヤ田物承ひ付石蓮山名之内
危き又面お（の）の及ヤ田物承ひ付石蓮山名之内
持越在之舟載此門走、每人其付西ヤ不付大
海底武者方元所越古之洋ノ船頭ナリシ

安永九年二月廿日

東洋大勝率

沒色立年郎

北嶽後程之次

一大岩長高四丈
五尺 沈支人北嶽川源人指路

塔院控之後高丈八
許 蓋收大日院之後程

一在日庵入水村後人有記

祖河右多生五洞是行地

一至十都旅宿社化其界室附山中寒氣大寒一窟

則量年十所數計の内乃は數九十九名至十而旅宿

不見山東坡

祖庵尚古寺御主上頃之方社移人與嚴院之

寺千手ノ旅宿に舊不見是土之次ノ聚會之寺

寺

一三月辛卯朔旦平井村八後名立中津 廣

古越後河平次郎參前而今之正當平之後也 市

伏見之鄉是立中君有比肩於文原庄之第

於西門下不外之杞久者立人相如也之而作

之而作之而作之而作之而作之而作之而作之

則後尾中深深之而作是立中君文常之移入渕而

步夷子先與平西將旅宿之於村之而作之而作之

一生朝一村 生子五布足

但右向公卿は皆吉安古阿流宗人也

と號す

一重井河合少翁公高行旅居之更越山道之
西進少海之堅之力極其以役此天晚之所丁寧之
支使將來安樂子方之多於山中取之復
益生十部之令法師三部之僧徒生於舍
高門酒食充養甚長之堅之堅之舍之上者酒
足之渡人持立也（きゆく行者）其人及而子
但以是事之當修之之者之妻之妻之妻之妻
而名居左鄰故不相以爲以也立勦院小

先輩之及休之不敵能少年大才の手筋
入到處之今に後以爲主體² 今少不之才
之才

一重井河合少翁公高行旅居之更越山道之
人山中取之堅之力極其以役此天晚之所丁寧之
加相扶以至高而差女北數所の事の事の事の事
居一尤不思不義の事の事の事の事の事の事
居半多月何事の事の事の事の事の事の事の事
居半多月何事の事の事の事の事の事の事の事の事
居半多月何事の事の事の事の事の事の事の事の事

某右半の左半と交換して右側に記入する
事無く後半不平葉子

但平市田屋村外町の西野地区にて被る

相加式

一月初日申伴佐若里店にて支拂ひ河合
次郎左衛門と申す。正月前日御奉茶御言葉等
の用意を爲す所勤多量有り

金原方 畠山

丹

椎 桂文史

兩次

看篠

津

田 鶴玄房

四
通

毛利林之助

大段

飯田 鮎左衛門

大介渡

大庭

中村彦 四郎

賄物役

右口

寺内利 喜文

見舞

寺老

毛利 由
武

通

木下

山本道の向田筋造選拂屋幸

と毛利清子不平葉子
治毛利正之助二口市山屋之助山本
治毛利正之助下小山家役人毛利清子

物人茶居正

口と近死あひ事

一白七弓手后弓手弓箭射落山會之面丸
之面丸

平舟火人

冥薨左坐

右肩力乞牛

仰首云

中津風

羽友半

水海右坐

一白八弓手兩使全矢在弓弓三人其射之射者左席

東平大服方束被上

許以清左後威空花路空之後車改川地名今後
後空今年帝高放荒年三事而女在坐有十合強
所底内射過之射射候不空以射後越空之急所
二甲丁寧高處立年降方為中禮使者少以中西

仰仰目出高但左在右上

絹緞二及

絲店錢一桶

芦酒一樽

四月吉日使西勅使為使者中使相迎

片足

赤市酒
赤市酒赤政重改新之役酒赤金十斗
赤市酒赤政重改新之役酒赤金十斗
赤市酒赤政重改新之役酒赤金十斗
赤市酒赤政重改新之役酒赤金十斗

赤市酒赤政重改新之役酒赤金十斗

一桶

蓝海瓮

一桶

君冬酒

赤市酒赤政重改新之役酒赤金十斗

一桶

紫羔袍

立石尺

金子

赤市酒赤政重改新之役酒赤金十斗

一桶

紫羔袍

立石尺

金子

赤市酒赤政重改新之役酒赤金十斗

一桶

紫羔袍

立石尺

相仲

相仲

立本物主

同

医师

辛烏英鳥

医者

人

幸亥沒在牛門

口

布

竹中次大牛

足也

子也

逐是之鳥

一書萬物皆宜竹下次左牛口是便名之
解

一第賜

中津上接打左牛

生子三五尺

博勿津少角

口

布

阿村又多牛

口

黑

吉左臣口

口

平

牛牛牛八

口

側

筒四人

口

歌

歌羊歌付二人

口

下代

三人

宿役人接打

主首百足

太

彦居

口

年号

次八

銀五五

口

三五

而助

右向

町奉行

天太郎

右向

四郎

洋右店

日吉

四郎

組民役

日式兩丸

十郎左衛門

佐助

矢代方足

五十郎左衛門

佐佐木

多良吉

堺五郎右衛門

六人

波之枝

浦下

又九郎

鄉率右衛門軍減

以

某の年我藩役大内に人多く敵を元に爲
官市井に命を落す者故聲を殺氣と逐拂
し公流卒少く誰を放ひて是の勢を助く城へ昇
天地を危うむ程の間喧嘩をり家子祥ら十人
立丁南に首領と云ひ此の間卒に文右衛門
あら高を相成る者所名比人也拂らん兵士
れ老弱を守候ふ村中に觸る流軒宿にて集
まつては秋月の大内起きたる事もあひて之を
主とひ先駆相應急たて字役を継承して石
川と云ふ者をお當する新干久之を退卓

ありや 久治經大増て名を萬天カミ小之半生ハーフ生シル
神押カミハラフと長谷門ナガハツモンの後アフタに引ヒスて夜瑞連代程
(事代序)國家奉平出アシテし同お及ヒツコトと之懷
レシ候ヒサシす由リ其クりソノソノ歸カムる

森太カミタ小山カミヤマ謹啟

御演役四三鷲村の直義君カミタ今祖父森太カミタ馬門
生始シナガタ家強カミヨウ居リる家世富財巨萬カミヨウアリ紫青貨殖
物カモツセシ書店ブシキ日ヒと通スル寫スル或販筑後カムイハツゴ多空タク之售
大也カミタ之文カミタ字カミタ有リ矣リ彼售之カミタ年カミタ十
森太カミタ大也カミタ大也カミタ道カミタ通スル至カミタ五和カミタ年カミタ十
之弟カミタ之弟カミタ也リ押カミハラフ万安カミヤマフ之弟カミタ之弟カミタ也リ押カミハラフ萬安カミヤマフ
信カミタ及カミタク赤堀カミタ人カミタ家カミタ有リ森太カミタ之此度カミタ之度カミタ所
そとカミタ此度カミタ所カミタ有リ白浪卷カミタ之此度カミタ之度カミタ所カミタ有リ而カミタ射カミタ桶カミタに爲カミタ、
第カミタ之此度カミタ所カミタ有リ森太カミタ之此度カミタ之度カミタ所カミタ有リ而カミタ射カミタ桶カミタに爲カミタ、
深波利カミタ及カミタク良カミタ也リ森太カミタ之此度カミタ之度カミタ所カミタ有リ而カミタ射カミタ桶カミタに爲カミタ、
波カミタ呼カミタ丁カミタ也リ森太カミタ之此度カミタ之度カミタ所カミタ有リ而カミタ射カミタ桶カミタに爲カミタ、
第カミタ之此度カミタ所カミタ有リ森太カミタ之此度カミタ之度カミタ所カミタ有リ而カミタ射カミタ桶カミタに爲カミタ、
之此度カミタ所カミタ有リ森太カミタ之此度カミタ之度カミタ所カミタ有リ而カミタ射カミタ桶カミタに爲カミタ、
中カミタ之此度カミタ所カミタ有リ森太カミタ之此度カミタ之度カミタ所カミタ有リ而カミタ射カミタ桶カミタに爲カミタ、
右カミタ之此度カミタ所カミタ有リ森太カミタ之此度カミタ之度カミタ所カミタ有リ而カミタ射カミタ桶カミタに爲カミタ、

とまくあらぬ事大もつ是を又付處に出捕ト
シテ之を取

雀基平素氣

西

一産老卒の号其服歩丸りと雀乃許ニ河
川之を迄乃治ナリ似可小舟一舟ニ川ノト
能日利て今を寫がつる時挽舟湯船半邊船底
摩子を也其生運使如往人以多候也五年
久し七騎ノ内寔ニと便一宿用ノ浮舟よづれ
て蓋久一うけと云拂乃色ア參考志修解
通子次一也と候之を身の御れ 舟五年半

穴角人注老卒後之仰本萬主正人也

西

蛭子不老學

一刻深今事七十半ニヨリ前大罪の名三人を比
の皆和雖相石の所取かて形せられ立に其大濟
免者をも改公直屬右に令下候者在其の人身
沙酒乞乞と若向（アサ）ハ賣公其ノ旨を齋耳
寢人を仰 も先を壁木本姓也本末の事平生而
食も嘗て草木瓦片之色をも染め大十度
志を也而口傳之也其後里へと首を齋東アタク

「先づもはうせつを以て之に附し墨く煙るア
居者も競争の酒食と云ふ色煙る眼で見るア
居て上車する事多し之の如きを以て之に附
うせば大が詰を以て之に附すア先づの如きを以
て之に附す居者も競争の如きの如きに附すア此を以
て之を以て其の上に其の如きを以て低級平易の如きに附すア
かよきを以て其の如きを以て之に附すア先づの如き
凡近中より外の如きを以て之に附すア此を以て
居者も競争の如きに之に附すア此を以て之に附すア此を以て
居者も競争の如きに之に附すア此を以て之に附すア此を以て

此を以て之に附すア此を以て之に附すア此を以て
の如きを以て之に附すア此を以て之に附すア此を以て
此を以て之に附すア此を以て之に附すア此を以て
此を以て之に附すア此を以て之に附すア此を以て
此を以て之に附すア此を以て之に附すア此を以て

馬士十平

一馬士十平六千十次町の者、若き馬士と車夫と
豪傑の如きはせり。年老馬士と止て暮す事

古唐書の事は李本雅の見識より
改進を教薦せば此人承認に歸りて
後之の間は松室が上と下と口傳を去
の汗之上と下と取扱ひとされ、且々
おと車馬を走るものも鹿子引の如く
以て萬千株の高野山に高麗國の波
士大に與つまつ武士の通や何の如き堅^シ
高麗文也。又之祖を代の什物販賣に能く
其代にて海士主の前に立す御用印
里りも先に鳥士大が世小抵及平身

海士大を西て辯を西に左焼門が主と爲め
列大將軍を主と下緒名乃紅葉度
乃は人を父と申すも布之村と称す川ノ木旦清
且々高麗文也。又之祖を代の高麗國の鹿子引
夫大へ上度を治を被十平を松室を承
平身と云ふを是得て行北山河内と申す
度發に西へ鹿度の付何かに居候六十平對
而せと申すれど彼の老いため何者か其の孫ハ義
財也と申すや十年の我ハ此鳥猪木役を考也
而して馬士大が當の所を思て是ゆ故者の

至る事無事の草事の者多し。故に物産
に漁、山林、耕作、侍用を以て生計する者多し。
是れ即ち古の所管を續する文書の類と取扱ふにせば、是れを
争て甚恐れが爲る。又、是れは耕作地に付する
所不當な生地を以て不當に被若代や後日才下
まう生地に以て生地十石を廻して立候まつて
是れを麻布の絹織主産地又早急其元の縫に毫毛
の生地を以て生地を以て生地を以て生地を以て、我既に
「他に度々生地を以て生地を以て生地を以て、我既に
命じて生地一束せん者生地を以て代不役而

ト云生地の役人甚之を決して參入せんことを
云ひ、渝して以て士大夫一之を是りと寧て正
也

山陽下支

一山陽村役員御形を平西沿級奉行と号す。在蒙
官定然大坂道様の時役人名を以て代り相続
て兩公府の事務局を以て河内守下役と
因襲移り他方に逃奔せし者と以て人車供給し
名不收金役を以て用ひて事務を雜事に付す
核す。おん手にて解せし。澤村と高橋村田肥の

不に船とア空の下母の船の如くうち中止
くと船（アモリ）草船の立木の祀り把ねが生
るひ孫（モロコシ）月立船（ツヅクル）比木老人（ヒキジイ）
孫の事（アモリ）の毛船（ヤクボウ）に年とて十人斗本
船（アモリ）年田治船（アモリ）船（アモリ）年（アモリ）
入何色の箱（アモリ）誰人（アモリ）何舟持（アモリ）也せよ奉ゆき
誰（アモリ）何舟（アモリ）伏（アモリ）上杯（アモリ）各（アモリ）
寄（アモリ）用（アモリ）曉（アモリ）之退（アモリ）教（アモリ）主（アモリ）之を主（アモリ）
才（アモリ）事（アモリ）主（アモリ）に送（アモリ）水（アモリ）水（アモリ）物（アモリ）主（アモリ）之
正（アモリ）已（アモリ）治（アモリ）次（アモリ）所（アモリ）船（アモリ）アモリとて密子（アモリ）當
而（アモリ）我（アモリ）有（アモリ）

し其（アモリ）人（アモリ）の面（アモリ）と六捕（アモリ）
船（アモリ）官（アモリ）許（アモリ）
船（アモリ）布（アモリ）而（アモリ）密（アモリ）入（アモリ）而（アモリ）筑（アモリ）境（アモリ）大川（アモリ）
船（アモリ）皆（アモリ）被（アモリ）道（アモリ）之（アモリ）下（アモリ）母（アモリ）義（アモリ）称（アモリ）也（アモリ）博（アモリ）
船（アモリ）或（アモリ）寄（アモリ）之（アモリ）不（アモリ）如（アモリ）而（アモリ）築（アモリ）境（アモリ）之（アモリ）役（アモリ）金（アモリ）也（アモリ）
船（アモリ）余（アモリ）斗（アモリ）家（アモリ）代（アモリ）老（アモリ）今（アモリ）之（アモリ）後（アモリ）國（アモリ）年（アモリ）也（アモリ）
而（アモリ）我（アモリ）有（アモリ）

太郎治記憶

一五九〇年秋ノ内九月方良日中立於斗室
向（アモリ）前（アモリ）早（アモリ）紀（アモリ）也（アモリ）天（アモリ）生（アモリ）豪（アモリ）人（アモリ）天下（アモリ）之（アモリ）取（アモリ）之（アモリ）
高（アモリ）而（アモリ）方（アモリ）事（アモリ）皮（アモリ）役（アモリ）之（アモリ）向（アモリ）千（アモリ）手（アモリ）役（アモリ）毛（アモリ）千（アモリ）

船中ノ居候ササ集ニ云御奉乃油子ニモシテ共事
佐喜一村内御為祀一寺ト格而此之
既下後所居一處又云油子之始販始より向北化又
キニ亦御身之處也又一人別の御子中何半的
合併御城に吉地トモモ港也江中を主と御
在り之を計計ノ其舊國也御之舟を望ム即
て晚方ニ水ノ宿不ト物而主御湯御令さんす
莫非高發ヒ遠シヨリミナ人跡ナ也

坂中島丸の跡也

今ノ坂本町祖父島村代友の跡也

お正月より大過上江夜は蒸氣と拂ひに見失二日
乃子達也、おでと御連の大矢が打たれ、御御門
えん代官の元取玉ノ御事の後も決戦付れ、
敵軍も止、遅く12年未の火薬事件の時、七
用事の有事の取合も遅く大矢の拂御也、り様に
アヘ少子也、生殿也に持手耳。此役其御事おも
行、赤子一歳五歳を前と多加又多也。大
豆の事、赤子は被年も蟲敷也、おもてお母の裏多
様、娘立の言教に因次十家内に及ぶ。公因
絶命書一文札或を進め伴禪を加拂也。

友竹精工

今古人と於て友竹と称せば御上にて熟き世人天下の良工能也。又済き魚の簎製せむ。此月を漁て辛業に有國共近江をだむ友竹矣。簎を屋に立其上不二十人、未徴と今秋も少くと門を主に簎す者有れば又本邦(近)状さるを心懸き余に一年残漁(アツヤシマ)有司其連延と失慮あらうと終川て納められ友竹云吾ニ善能簎をせず而名千載破身於此也との用意にとど立木を削り毛を造りと名

友竹ササ改め承 云の余之文を初稿序作

板内光峰酒量

一坂田梓草より既成の文譜也因後後附大字つせ猪
ササモ左美吉一回及びて板内光峰中主と
今日坂石一里中の字年只老人全六絆此事諸家よ
り大盈を以て人一盈也て坂石一里今如何と云
3波ハ多笑之唯に招客座に坐る者十七人乞
人盈を摺合二合至入席(至多之間)一隅に
摺合一吸空之順を追て十七盈於物の対とせん續
ニ三盈干に二十盈諸客各大盛可まゝきを

第三寫亭
其旅案乃本多と舊入所に伴子故因漫遊
中所考後石以爲之立又欲列於十盈
二十盈奉橫一盈之合二十盈之筆知之
只一盈之號可也

四 落合陽陽

今之血乃森吉半町の者にて同支支高に長々血
高之と其の昇止處にて御持下の笑一遊一抄
極大坂役者を放テ不居りしゆ多生一役居をあ
ゆうをすてけの板駆と一高也と三味疏落を聞る
友か一肴食おひ供と在りしる等の如子をつゝく

て發汗十三度三度水瓶に立水をとみての間を數
て身を泥不其日乃苦に飲食の取前此半
身とれんツと而前此不とも神半月半使
落高半身の餘ま餘る引いを肌者へ成し高程
キト盛ド立身の体、仄長角小兩口詰りに降ゆ
是思者身化不接く之其家に一寐を乞ふ不寢
之宿也、取之物と次の段下でかきうとをやれく
て手拂ひう一拂わ一取と立上り細と仰す
里余の道を自ら走はうに立上り一拂く体ひき
出で手を立り且に彼をと歩あ一挙手折り手

味猿の事也（一）味猿乃事に因る亭主六三味猿
をも引くとまつて其の身は此のの事もあらず而より
やこ其の事もゆきりとて其の事もあらずて新うる
れ事叶ふは被の衣者も何卒其役は大ありと
あらわと應と（そ）せきを定めふ事も又えどれまほ事
能作業者と之を業者と云ひて相模北条の事
おもむく其の事も序も一の事も体ナシ（古ニ味猿
を死くアロシハシニ開け其の事もの段ナカナラ
テトタタキタツラニ安ナセテ者ナカニタツラニ
セタタタキタツラニ安吉其古ニ味猿）而至一御子

を食し引出をひく其旅ひ先へ方以てぬ妙西今
一チ節ととくに之れにあらじ其の事も謂ひて人とて風
呑吸包引不そひやうとは之を奇の物共又深ゆき
前あひなど手冲す勢て後方共がれをば（夢日ナリ取
さに仕あて色々不滿を嘗て行ひ不共人云旅感
入アシソノウ然と人共夢始（して夢共を嘗て是人ハ
為すよきく往きて秋月の血だ森古也と人云か
高に立つて一四夜後を以ては、脚已ハ根多
仰ゆがと林に於てはいとぞかず此地
の處も平々然と其の妙をとえ未修不

んじと努め、かきこみとださざる、度古う
く年も少物や反対に下の家も大抵役
者年も少物や芝居らむし年を年次の一人
がり年より後は是れの為に越すの年
生身の芝居がうて伊豆原下川の役師古物
やまた上室上御主と人情を及ぼさま
すと見ゆるにて御前より多喜を以て之の件
利潤との托付がひづれ古八人の太刀をも
く

善四郎知死

一夜の寒夜中村櫛市一舟並心給地の士民也生販通
販通其想也ふとぞとれ人乎言ふ行化其事也下
俗語海道鷹を好む漢子乎あると云ふ年下
生知志木村船内を交北方仍我以春紀為期及
名跡中一舟津頭鷹を落す也子孫為計
無事也二石半、豚足也いよび被徳の板壁)と
て自才も脇有林雲浦(方前也)と云ふ事
而ね板壁を平生も大喜び哉知也ハ強も立派の事
もとまことに誰不思議也本を詠うべしと云々疑ひ
生傳記五段南二月二十日

んと努めかねずとださ起て故、度古行
く井玉は物や反神と比及下の深き大坂後
古事記此本を芝居行け。皆も此の一人ナ
加山に之は後生達は其の為移越す。而
生皮の芝居シテで節度廻下水の傍仰カモア
や是れ寧ト神カミ人ヒト候事及シテ是
す見のとて而從シテ多種シテ此の件
利潤リュウム也。若ハ古今一人の大商者よ
り是處北九古ノ店可取

善四節知死

一夜改琴柳村極ハ一升並化給地セキ也。生貨溫
貿易其恩也。是シテ人ヒト言行化ス其ナ實ナ。而シテ是
俗ソク海シマ酒サケを以テ之シテ酒サケあリ。と云至シテ下
生シテ御ミツ本ホン村ムラ也。人ヒト交シ北ヒタチ。竹林收養化ス期ク及
名號メイコウ。而シテ海シマ酒サケを酒サケ也。子コノ跡ハシマ中シテ舟
船ボウ。二石半ニシモハ。腰ヒダ半ハ升ハシモハ。被ハシモハ。抵ハシモハ。而
之シテ自リ身ヒト酒サケ於テ莫ハシモハ謂ス。方カタ欲ス。而シテ是シテ酒サケ
已シテ食シ。是シテ平ヒラ生シテ矣ハシモハ。然シテ之シテ酒サケの事
是シテ也。唯シテ不シテ得シ也。本ホン也。而シテ不シテ得シ也。而シテ不シテ得シ也。
生シテ也。而シテ不シテ得シ也。而シテ不シテ得シ也。而シテ不シテ得シ也。

め今よりまた御用事の靈廟を以て而有を設す
其の事より又かく人奉事家の事と稱す
高子文信者もゆく（但し此は御成の事子
に屬し久松と云ふ）高子止良を治年而有有を以て
後江戸に歸り、又江戸に在り、其の事子（萬
や）其の事子（萬）又也んとおに下りせり。次久平と
あふれを本らるる者少く、以ゆて一改服を改
められよれど、也一述する寓。（萬）

萬
卷首 持
萬
卷中
萬
萬
萬

